平成２６年（フ）第５９７号
福岡県遠賀郡岡垣町山田峠１丁目８番21号
債務者　今村　香里
1　決定年月日時　平成26年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第６０３号
北九州市戸畑区西大谷２丁目１番９号
債務者　石井　純一
1　決定年月日時　平成26年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第１３３号
青森県黒石市角田78番地６
債務者　鎌田　　諒
1　決定年月日時　平成26年12月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２６年（フ）第１３９号
青森県弘前市大字小友字神原409番地２
債務者　成田　恵美
1　決定年月日時　平成26年12月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２６年（フ）第１４３号
青森県弘前市大字高田５丁目７―８　ミヤパレスＥ202、住民票上の住所青森県弘前市大字田園１丁目４番地14
債務者　福士　美雪
1　決定年月日時　平成26年12月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２６年（フ）第４４５号
神奈川県秦野市渋沢上１丁目４番27号　フレグランス渋沢203号
債務者　早川　　諒
1　決定年月日時　平成26年12月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第１３８１号
愛知県春日井市上条町４丁目63番地　コーポサンライン201号
債務者　藤村　祐司
1　決定年月日時　平成26年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１８３８号
名古屋市中川区新家１丁目1101番地　宮田荘10棟601号
債務者　山岸　正樹
1　決定年月日時　平成26年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１７７５号
名古屋市瑞穂区下坂町１丁目２番地　グリーンハイツ若葉206号
債務者　山形　　弘
1　決定年月日時　平成26年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第９５号
山口県光市光井３丁目９番45号
債務者　小田　映子
1　決定年月日時　平成26年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月19日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２６年（フ）第１０４号
山口県周南市都町１丁目35番地　コーポ村上201号
債務者　河村　充泰
1　決定年月日時　平成26年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月19日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２６年（フ）第１１０７号
名古屋市名東区牧の里１丁目906番地　シティ・ライフ牧の里207号、従前の住所名古屋市名東区代万町３丁目11番地　アーバンラフレ虹ヶ丘中６号棟210号
債務者　森　　千草
1　決定年月日時　平成26年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１４２０号
東京都世田谷区上馬１丁目32番５―204号、従前の住所神奈川県川崎市中原区丸子通２丁目682番地　クレールジャルダン202
債務者　森　　明菜
1　決定年月日時　平成26年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１７５６号
愛知県小牧市大字文津1028番地１
債務者　齋藤　　勝
1　決定年月日時　平成26年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１５９１号
東京都練馬区南大泉４丁目25―３　パークサイドサトウＡ―102
債務者　湊　　誠治
1　決定年月日時　平成26年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１６５２号
東京都町田市小川３丁目２―５　オガワシティ88―206
債務者　箱島　貞男
1　決定年月日時　平成26年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部